

生成A Iの利用に関するガイドライン概要（2024年11月改定）

I はじめに（本ガイドラインの目的）

生成AIは、行政業務の様々な場面に活用できる可能性がある一方で、情報漏えいや他者の権利侵害などの危険性が指摘。こうした危険性を回避しながら、行政業務において生成AIを利用するための指針として本ガイドラインを策定。

II 生成A Iの活用方策

1 推奨する活用例

- アイデアの創出
膨大な学習データ等に含まれる様々な情報に基づいた回答を参考にして、より多くの視座から検討することができる。
- 文章の翻訳
高い精度での翻訳ができるほか、文章の趣旨は変えずに文章表現を変更させるなど一般的な翻訳ツールより効果的な使い方が簡易にできる。
- プログラムコード等の作成
Excel等で実行したい内容を指示し、回答として得られた関数やマクロのコード等を参考にすることにより、専門知識がなくとも、より高度な情報処理ができる。

2 その他の活用例

挨拶文の文案など文章作成の補助、外部の会議録やアンケートなど情報量が多い文章の要約、事例等の情報収集

3 生成AIを活用する上でのポイント

- 具体的な前提情報の入力
回答に求める立場、目的、形式等を入力の中で明示。
- 回答の精度を高めるための手法
得られた回答の深掘りなど、生成AIとの対話を繰り返す。

III 利用にあたっての条件等

1 生成AIの利用条件

- 愛知県情報セキュリティポリシー等のルールを遵守。
- 入力内容をAIの学習内容に反映させない。

2 生成AIへの入力に関する禁止事項

- 重要性A（個人情報など秘密を要する情報）に該当する情報の入力を禁止。

3 生成物を利用する際の注意事項

- 生成物の内容に誤りや差別・偏見等のバイアスが含まれていることを念頭に置き、必ず根拠や裏付けを自ら確認。
- 生成AIはあくまで補助的なツールに過ぎないため、業務における検討・判断の責任は職員にあることを理解して利用。
- 生成AIへの過度な依存は、学習・成長の機会を奪いかねない。業務や成果物の質を向上させるために生成AIを利用するのであって、職員は自ら考え判断することをこれまでどおり意識。
- 生成物が著作権等既存の権利を侵害する恐れがあることを念頭に置き、類似著作物や登録商標等を調査。
- 生成AIを利用した提供サービスを利用する際は、サービスのポリシー（利用規約等）上の制限に注意。